

新 城 市 議 会

予 算 ・ 決 算 委 員 会

平成25年3月19日（火曜日）

予算・決算委員会

日時 平成25年3月19日（火曜日） 午後1時30分 開会
場所 議場

本日の委員会に付した事件

1 第32号議案～第63号議案 「質疑・討論・採決」

出席委員（14名）

委員長	滝川健司	副委員長	加藤芳夫				
委員	下江洋行	前崎みち子	山田たつや	中西宏彰	中根正光	鈴木達雄	
	長田共永	鈴木司郎	鈴木眞澄	丸山隆弘	森 孝	菊地勝昭	
議長	夏目勝吾						

欠席委員（1名）

荒川修吉

説明のために出席した者

市長、副市長、教育長及び副課長職以上の関係職員

事務局出席者

議会事務局長 滝下一美 議事調査課長 村田道博 書記 伊田成行 伊藤千加

開会 午後1時28分

○**滝川健司委員長** ただいまから予算・決算委員会を開会します。

第32号議案 平成25年度新城市国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑者、鈴木達雄委員。

○**鈴木達雄委員** それでは、第32号議案 平成25年度新城市国民健康保険事業特別会計予算について。

総括で、平成25年度より保険税率及び納税方法が改定されますが、平成25年度予算編成に際し、国保事業の健全運営のため留意した点を伺います。

○**滝川健司委員長** 今泉市民保険課長。

○**今泉訓行市民保険課長** 平成25年度予算編成に際しまして、国民健康保険事業の健全化のために留意した点でございますが、予算編成の多くは国の予算編成方針に沿って行ったところであります。

個々には、歳出予算の中で、最も大きな保険給付費の積算に当たりましては、過去の医療給付費や被保険者の推移、一般・退職被保険者区分、介護2号被保険者等の実績を踏まえまして積算をいたしました。

また、保険者が拠出する後期高齢者支援金及び介護納付金、共同事業拠出金等につきましては、国、県、国保連合会等から示された諸係数及び過去の実績を踏まえまして、過大にならないよう積算をいたしました。

賦課徴収費におきましては、保険税の収入確保は、制度運営の基本となるものでありまして、25年度から納期を増やし、本算定を早めることで、早い段階で保険税額を確定し、税額の平準化を図ります。また、コンビニ収納を実施しまして、納付しやすい環境づくりに努めます。

保健事業としましては、被保険者の健康保持増進及び生活の質の向上、並びに財政運営の健全化に資するための事業を行ってまいり

ます。

特に、健康診査事業では、受診者の多い人間ドックを引き続き実施をしております。

健康教育では、筋骨格系の疾患において、疾病分類から見て高い医療費の位置にあり、多受診も見られることから、新たに浮力を活用した水中運動教室を盛り込み、被保険者の健康づくりや予防のための健康教室を行います。

特定健康診査では、腎疾患を予防し、透析への移行を減少するため、クレアチニン検査を追加します。未受診者対策としては、過去4年間に1度も特定健診を受けていない方、かつ医療機関にも受診歴のない方について受診勧奨を行ってまいります。また、特定健診結果を経年的にデータで管理し、保健指導の充実を図っております。

医療費適正化対策としましては、国保連合会に委託することを含めまして、レセプトの点検や医療費通知、第三者行為求償事務、また医療機関における適正受診の普及啓発、ジェネリック医薬品希望カードの配布やジェネリック医薬品を利用した場合の自己負担額の違いを被保険者にお知らせし、医療費適正化を図るとともに削減につなげてまいります。

以上でございます。

○**滝川健司委員長** 鈴木達雄委員。

○**鈴木達雄委員** いろいろ事細かにありがとうございました。

国保会計は、ずっと課題を抱えながらの財政運営だと思っておりますけれども、今、健康保持に大分、力を入れていきたいという答えがありました。大変期待するところであります。

その前に、一つ確認質疑をいたします。

予算大綱でも説明がありました、収支は、25年度分の税率改正で、給付に見合う一定水準に達する見込みだというような説明もありながら、今回、所得変動や後期高齢者の支援金、介護給付金の見込み、以上の伸びを考慮して、一般会計から特別繰り入れを24年度は

8,000万円のところを今回5,000万円をすることです。この被保険者の減少、それから後期高齢者支援金、介護納付金の上昇、この点については25年度も含めて、今後、変わらない構造と見ておられるのか、またそうだとすると、その対応というものをどう考えてみえるのか伺いたいと思います。

○滝川健司委員長 今泉市民保険課長。

○今泉訓行市民保険課長 繰入金におきましては、25年度の引き上げの時点で、昨年時点で試算をしたということもありまして、所得の変動が伴うと。

また、医療費の自然増、あるいは支援金、納付金の増加が、今現在でも毎年、後期高齢者支援金におきましては、1人当たりの概算納付でいきますと2,500円ぐらいが伸びておりまして、被保険者数が1万3,110人というような状況になりますと、毎年、後期高齢者支援金だけでも3,300万円ほど上がってくると。また、介護納付金におきましても、1人当たりの概算納付で毎年2,000円ぐらいの伸びがあります。これにつきましても5,000人ほどの被保険者がおりまして、これだけでも1,000万円というようなことを合わせますと、4,000万円近くが後期高齢者の方の医療費、あるいは介護保険の給付費の増加に伴って上がってくるということでございます。

医療費分につきましては、自然増が当然伴ってきますので、そちらについても今までの実績から見ますと、4%程度の医療費の上昇がございます。

こうしたことを考えますと、25年度の税率引き上げで、今まで大きく差があった30%以上の保険税の部分については解消できると思いますが、毎年の自然増、あるいは支援金、交付金の伸びが今後も考えられますので、毎年、税率について見直す必要は、今後もあると考えております。

なお、今年の特別繰り入れ5,000万円につきましては、24年度で段階的に激変緩和を終

了して、24年度の激変緩和分で繰り入れた8,000万円相当を25年度におきまして引き上げて、過去の税率の保険税の不足分を補ったということでございます。

以上でございます。

○滝川健司委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 わかりました。

薄氷を踏むような収支のバランスということであろうかと思えますけれども、この25年度、今度、税率改正をして上がったというようなことになるわけですが、引き続き、毎年、毎年、状況を見ながら、どちらかと言うと、税率を上げる方向で見直しが必要であるという状況に変わりはないというようなことでよろしいですか。

○滝川健司委員長 今泉市民保険課長。

○今泉訓行市民保険課長 はい。ただいま申し上げたように、後期高齢者支援金、介護納付金等が上がってきます。それに伴って納付が必要になってきますので、その辺を毎年、状況を判断して、修正をかけていきたいと考えております。

○滝川健司委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 ちょっと細かい話になるんですけれども、健康保持の面で、人間ドック等検査、健康健診、やられていない方というのは、これからそういった潜在的な、ひょっとしたら病を持つてるかもしれないというような方というのは、そういった状況把握というか、そういったものをどのようにつかんでみえるのか、その辺を伺います。

○滝川健司委員長 今泉市民保険課長。

○今泉訓行市民保険課長 特定健診4年連続未受診の方というのが、全体で対象者が9,769人で、そのうち受診歴のない方が1,567名ということで、調査をした結果、こういう状況でございます。

○滝川健司委員長 夏目健康医療部長。

○夏目芳嗣健康医療部長 保健事業ということですので、健康医療部の所管でござ

いますので、私からご答弁をさせていただきます。

まず、特定健診の対象者約9,000人ということであり、受診者につきましては3,500人ということで、受診率につきましては39%となっております。この値でありますけれども、県の平均値よりも若干余っているということでもあります。

特に注目しておりますのは、先ほどご答弁しましたように、4年連続未受診者が28%を占めているということでもあります。受診率向上が求められているということでありまして、その主な対策といたしまして4点ほど申し上げたいと思います。

まず、1点目でありますけれども、過去4年間1度も受診していない方に対しまして、その理由を把握するため、はがきを送付しまして、未受診の原因を調査しております。

2点目でありますけれども、保健師が訪問しまして、直接、未受診の原因調査、また広報活動を行っております。

3点目でありますけれども、健康チャレンジ90日間と題しまして、メタボの解消や健康生活を送っていただくため、90日間実践していただきまして、その成果に応じて表彰するなどの直接サポートをしております。

4点目でありますけれども、昨年に引き続きまして、糖尿病対策に力を入れているところでもあります。その分析と課題の抽出、あるいは健康意識の向上と啓発活動状況など、詳しいことにつきましては市民に広報することでありまして、1月27日開催いたしました健康医療に関する活動発表会でも発表したところであります。

健診を通じて、病気の早期発見、早期治療に心がけることは、ご本人のみならず、家族、あるいは集落、地区を保持する基盤となるということでありまして、健康づくりは最終的には個人の意識、あるいはやる気にかかってくるので、今まで以上に広報、啓発活動を

行っていきたいと考えております。

以上です。

○滝川健司委員長 鈴木達雄委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第32号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 異議なしと認めます。

よって、第32号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第33号議案 平成25年度新城市後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。

本議案の質疑については通告がありませんので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第33号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 異議なしと認めます。

よって、第33号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第34号議案 平成25年度新城市介護保険事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑者、前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 歳出3款2項1目包括的支援事業費、地域包括支援センター運営事業、介護、23ページ。

(1) 事業内容とその目的について。認知症対策として、早期の支援対策が必要となるが、その対策は図られているかお伺いします。

○滝川健司委員長 斎藤長寿課長。

○斎藤徳之長寿課長 それでは、地域包括支援センター運営事業、事業内容とその目的についてということで、特に認知症対策ということで質問を受けております。

この地域包括支援センター運営事業は、地域包括支援センターの運営事業費と、地域包括支援センターのランチとしての在宅介護支援センターの委託料も含まれております。新年度は6カ所の在宅介護支援センターの委託料も含まれているということでございます。

それで、この地域包括支援センターでございますけれども、介護保険法の第115条の45に規定されます「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設」ということになっております。

その事業の中の包括的支援事業の一つでございます総合相談・支援事業ですが、地域の高齢者が、住みなれた地域で安心してその人らしい生活を継続していけるよう支援することでございます。また、権利擁護事業でございますけれども、高齢者虐待の防止や消費者被害の防止及び対応、それから認知症等で判断能力を欠く人への支援が入っております。

本市の地域包括支援センターにおいても、見守りネットワークの啓発に動いてくれております。また、虐待防止、あるいは成年後見制度の利用を考えながら、毎日の業務に当たってくれております。

また、企業や学校からの依頼を受けまして、

認知症サポーター養成講座を開催するなど、認知症の理解を深めていただくための活動もここで行っております。

以上でございます。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 認知症につきましては、かなり介護保険がこの対策を早急にするか、しないかによって、今後このサービス事業の費用はかなり大きく変わってきます。認知症につきましては、この病気の理解がきちんと家族、または本人ももちろんですが、それから地域の支援者がきちんと把握していることによって、先ほど地域包括支援センターの役割に、その人らしい生活を維持するための総合相談所という役割があるということだったんですが、これをきちんと把握して、家族の方が早目の治療というか、対策をとるか、とらないかによって、かなり認知が進んでから対応しようとする、家族もパンク状態になりますし、本人もわけのわからない状態に陥ってしまうとか、重症化すると、虐待とか、いろんなところにつながる、とても大事な事業である。

それで、今、高齢化が進んでいる新都市において、今回、相談事業ということで、介護支援センターの名前をよりわかりやすいふれあい相談センターと変えましたけれど、この辺、さらに強化された点、そういう点がありましたらお願いします。

○滝川健司委員長 斎藤長寿課長。

○斎藤徳之長寿課長 名称の変更は行いますけれども、特に新年度において、これが目玉であるというような強化した点はありません。今、地域包括がやらなければならない業務につきまして、継続して行っていくということでございます。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 せっかく相談センターと名前を変えました。地域の人たちにとって、今は在宅介護支援センターですが、そこが相

談窓口であるという認識はされているとお考えでしょうか。

○滝川健司委員長 斎藤長寿課長。

○斎藤徳之長寿課長 この在宅介護支援センターも以前は人件費の補助等もございまして、かなり歴史的にもあると思っておりますので、今まで在介、在介と言ってきたのが、逆に今度名称が変わるということで、そちらのPRも進めていかなければならないと思っておりますし、それから地域の方の困ったことは在介、もしくは地域包括へという認識を持ってくれていると思っております。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 地域の各行政区、地域では民生委員がある意味、高齢者の方のまずは最初の相談のところとなっているわけですが、この民生委員と在宅介護支援センター、または地域包括、このところ連携はどのようになっていますでしょうか。

○滝川健司委員長 斎藤長寿課長。

○斎藤徳之長寿課長 民生委員さんと在介の連携も進めてくれていると思いますけれども、今、私どもは、新年度に向かって一つ、地域ケア会議という個別のケースを地域の例えば民生委員さんも含めて、それから他職種の職員たちにも集まってもらいながら、個別の検討をやっていきたい。その中で、地域において何か足りない部分があるのか、あるいはこの部分は活用できるのかというような会議を進めながら、よりその連携を進めていきたいと思っております。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 他職のいろんなサービス事業の人が集まったりとかして会議をする、モデル的な会議をしていくというのはとても大切なことだとは思いますが。

先日の質問、それから一般質問で鈴木眞澄さんの質問の中で、ひとり暮らしの方とか、高齢者世帯のところでは部長さんから、地域包括、それから在介の方々が、そこで大変大き

な役割を果たしているということがあったんですが、今、在宅介護支援センターでいうと、どうしてもサービスを、昨日のところでもそうなんですけれど、何かサービスを利用されたい方がいたら、それをつなげるという役割、ここが大きな役割になっているんですが、実はそのサービスをつなげるその奥にある、その方がこのサービスを本当に必要とするサービスか、それからこのサービスを一つの最初を取っかかりとして、その方がどういう生活、その裏にある生活、どのような生活をしてみえるのか、ただサービスを契約するという形だけではなくて、しっかりとその方が地域の中で、どのような家族の中で生活しているか、こういうことまでしっかりお話を聞いていただいて、本当にサービスを提供するだけではない、もっと広い意味で見守りの形をつくっていく、こういうところをきちんとやっていっていただきたいと思うんですが、その点はいかがでしょう。

○滝川健司委員長 斎藤長寿課長。

○斎藤徳之長寿課長 今、申しました地域ケア会議の個別ケース検討というのが、今、委員がおっしゃったようなことを洗い出していくと。その中で見えてきた何か問題、場合によってはこれは地域で解決できるような問題もあるかもしれません。先ほど言いました地域の見守りだとか、サポーターだとかというのが入ってくるとは思いますけれども、それから場合によっては政策的な、例えば足が必要だとかというようなことにもつながっていくかもしれませんが、それを地域ケア会議の中で進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 ぜひ、ミニデイ事業なんかも盛んに今、40カ所近くやっていますので、そういうところに相談支援の在介の方に出ていっていただいて、顔を知っていただいて、何かあったときにはこの方のところにまず行

けばいいなという形で、他の事業とのところとも組み合わせてやっていていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○滝川健司委員長 斎藤長寿課長。

○斎藤徳之長寿課長 今そういうお話は大変重要なことだと思いますので、進めていきたいと思っておりますのでお願いいたします。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第34号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 異議なしと認めます。

よって、第34号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第35号議案 平成25年度新城市国民健康保険診療所特別会計予算から第39号議案 平成25年度新城市地域下水道事業特別会計予算までの5議案を一括議題とします。

これより質疑に入ります。

本5議案の質疑については通告がありませんので、質疑を終了します。

これより本5議案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第35号議案から第39号議案までの

5議案を一括して採決します。

本5議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 異議なしと認めます。

よって、第35号議案から第39号議案までの5議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第40号議案 平成25年度新城市宅地造成事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、歳入2款不動産売払収入、宅地分譲収入として、宅地のページ数は9ページでございます。

全11区画の不動産販売方法はということをお願いいたします。

○滝川健司委員長 西尾企画課長。

○西尾泰昭企画課長 この不動産の販売方法につきましては、11区画全体を宅地建物取引業者の入札により売却することを基本といたしまして、平成25年度中での売却を考えております。

以上です。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 全11区画を宅地建物取引業者に販売ということをお願いしたんですけれども、入札によりということは、公社からの購入価格を下回らない価格プラスアルファというか、利益を付けてというか、そういう形の入札最低価格ラインという形になるんですか。どういう入札方式でいきますか。

○滝川健司委員長 西尾企画課長。

○西尾泰昭企画課長 入札に関しましては、最低の売却価格となります予定価格を公表いたしまして、その予定価格以上での入札を考えております。また、予定価格未満の入札となった場合につきましては無効という形になります。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 公社から市に買い受ける資料、議会にいただいた資料、結構、坪単価がいいわけなんですけれども、宅地建物取引業者というのは、それにまた、購入したのに一般的には利益を付加して売却にいくんですけども、その場合に、今、不調という言葉が出ましたけれども、全11区画まとめて出す場合と、区画、区画に応じて、全てが不調になる可能性がある入札なのか、11区画の中で予定価格に達成したものが入札に応じて、あとのものが不調というか、11区画を一括と言われたけれど、個々の区画の販売方法でいくわけですか。

○滝川健司委員長 西尾企画課長。

○西尾泰昭企画課長 入札物件といたしましては、11区画全ての区画に関しまして物件区分一つという形での入札に付す予定であります。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 じゃあ、不調に陥った場合の次の手段としては、今年度に全て売り払う予定でありますけれども、これは恐らく全部は借り入れで行っておると思いますので、不調に陥った区画についてはどのような処理をしていきますか。

○滝川健司委員長 西尾企画課長。

○西尾泰昭企画課長 今回は、まずは11区画を一括して入札に付すという形で考えております。また、この入札につきまして、万が一、予定価格に達しないというような形になりました場合については、次の手段といたしましては、インターネットオークション等についての手段を考えております。

また、今回は、借り入れではございませんで、県の公社から市が買い取ったものでございます。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 市が買い取ったということは、ちょっと、この11区画の不動産の流れから確認させていただくんですけども、地区

計画を立てて、サンヒルの区画、11区画は、現在はそれじゃあ公社の名義の所有権ということで、それを今度は新城市が、11区画をそれぞれ新城市に所有権移転をして、なおかつ所有権移転したものを不動産販売会社に移転していくという所有権の流れになるということでもよろしいのでしょうか。

○滝川健司委員長 西尾企画課長。

○西尾泰昭企画課長 今回の用地につきましては、先の3月定例会におきます一般会計の補正予算第5号におきまして、不動産の購入につきましてお諮りをし、議会のご承認をいただいたものでございます。そして、この愛知県の住宅供給公社から取得をいたしました用地につきまして、市に所有権移転をいたしまして、市がその住宅の定住対策の促進という行政目的の中で、25年度におきまして売却をし、良好な住宅の整備を進めるという形の政策を進めていきたいというものであります。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 もうちょっと聞きたいんですけども、そうしますと、必ず一旦、議会を通った物件につきまして、ついたということは所有権移転登記を必ず一旦は新城市が打つわけですね。その所有権移転登記を打った上での甲区欄の販売という形になるということでも考えてよろしいですか。

○滝川健司委員長 西尾企画課長。

○西尾泰昭企画課長 はい、所有権を市に移転いたしまして、その後に市からの財産として売却をするものであります。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 その場合、一般行政財産としての宅地分譲的な不動産というケースで、ちょっと私の勉強不足かもしれませんがけれども、その後、不動産会社からまた民間に売り払うということは、新城市が売り払ったときには、宅地建物取引業者が一旦、今度は業者がまた登記をしてから、また販売という流れになるという形で理解してよろしいでしょう

か。

○**滝川健司委員長** 西尾企画課長。

○**西尾泰昭企画課長** おっしゃるとおりであります。

○**滝川健司委員長** 加藤芳夫委員。

○**加藤芳夫委員** そのときに発生してくる税等については、どこが負担、どのような形でやっていきますか。

○**滝川健司委員長** 西尾企画課長。

○**西尾泰昭企画課長** 入札に付した物件に関しまして、所有権移転に関します税につきまして、市は負担はいたしません。

○**滝川健司委員長** 加藤芳夫委員。

○**加藤芳夫委員** 土地取引に関するような税、それから登録免許税、いろいろ細かいことを言っただけなんですけれども、そういうのは全て、それじゃあ新城市が損失をあくまでも購入したものに上乗せしてというか、販売したときには新城市は一切損失はこうむらないということで理解していいですね。

○**滝川健司委員長** 西尾企画課長。

○**西尾泰昭企画課長** この不動産の売り払いにつきましては、この物件にかかります先ほど冒頭申し上げました、公表いたします予定、市で設定をいたしました予定価格を公表いたしまして、それ以上の札を入れていただく中で落札者を決定いたします。その中で入札者が負担をしていただきますものは、5%以上の入札の契約金、また保証金、また契約に関しまして落札価格の10%以上の契約保証金等につきましては、入札、または契約者からご負担をいただくという形になりますが、通常の市有財産の一般競争入札の要領に従って進めてまいるものであります。

○**滝川健司委員長** さっき、借り入れでなく、買い取りと言ったけれど、買い取りの財源が借金ではないかということではなかったですか。

竹下財政課長。

○**竹下喜英財政課長** 新城市としては、今回、

サンヒルの購入に対しては、銀行とかいったところで借金はしておりません。ただ、宅地造成事業特別会計と一般会計の間では、宅地造成事業特別会計にお金をお貸しして、売れたらお金をお返しいただくというような仕組みになっておりますが、現金で購入させていただいておりますので、よろしくお願ひします。

○**滝川健司委員長** 加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

中根正光委員。

○**中根正光委員** 今、加藤芳夫委員の歳入2款全11区画の不動産販売方法はということでございますけれども、今の内容を聞いておきますと、一括して業者に入札を凶るということですけど、もし不調に終わった場合は、やっぱりインターネットということではなくて、やっぱり一般公開する流れで、業者さんも通じて、今まで新城市内で売れなかったものについては手数料を払って売るとというのが、最終的にはいつもやっていることなんですよ。一番最初は、そういう高飛車というわけではないですけど、売れるという自信のもとにやっております、それで最終的に困ると業者さんにお願ひして手数料を払って売るといったことがありますので、そういった方法も緑が丘の例も、それから長者平の例もとって、きちっとした対応をしていかないと、11ですので、すぐ売れるんだらうななんていうことを考えていると思いますけれど、よく理解して、今までのことも考えて売り方を多方面に考えたほうがいいと思うんですけど、その辺はどうでしょう。

○**滝川健司委員長** 西尾企画課長。

○**西尾泰昭企画課長** 今回のこの売却に関しましては、定住人口の確保を目的とするものでありますために、まずは一括をいたしまして、その全ての区画について、その定住対策

を進めるという形での方策をとってまいりたいということで、ご答弁させていただきました一括の入札という形を考えた次第であります。

また、その後、不調という形に万が一に結果がなった場合につきましては、先ほど申し上げましたような一括で処分をする次の手段といたしましてインターネットオークションを考えてはおりますが、またなおかつというようなことで、一括のそうした売却が困難というような状況になった場合につきましては、先ほど委員さんもおっしゃいましたような宅建業者さんに関しまして、そうした手数料等をお願いしながら仲介をしていく手段も視野に入れることもあるかと考えております。

○**滝川健司委員長** 個別に販売する可能性もあるということか。

西尾企画課長。

○**西尾泰昭企画課長** 先ほど申し上げましたように、まずは一括での売却で検討をいたし、また最終的にそうしたことで売却が困難な場合については、個別の売却も考えてまいりたいと考えます。

○**滝川健司委員長** ほかに質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○**滝川健司委員長** 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○**滝川健司委員長** 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第40号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**滝川健司委員長** 異議なしと認めます。

よって、第40号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第41号議案 平成25年度新城市千郷財産区特別会計予算から第60号議案 平成25年度新城市作手財産区特別会計予算までの20議案を一括議題とします。

これより質疑に入ります。

本20議案の質疑については通告がありませんので、質疑を終了します。

これより本20議案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○**滝川健司委員長** 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第41号議案から第60号議案までの20議案を一括して採決します。

本20議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**滝川健司委員長** 異議なしと認めます。

よって、第41号議案から第60号議案までの20議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第61号議案 平成25年度新城市新城市市民病院事業会計予算を議題とします。

支出1款病院事業費用の質疑に入ります。

質疑者、山田たつや委員。

○**山田たつや委員** では、支出1款1項3目経費、賃借料、病院、P23。

賃借している土地の場所と賃借料の内訳を伺います。

○**滝川健司委員長** 天野市民病院総務課長。

○**天野雅之市民病院総務課長** 賃借している土地の場所は、病院敷地の一部と、敷地内及び敷地外の駐車場です。

賃借料は、敷地が193万4,000円、駐車場が675万9,000円です。

○**滝川健司委員長** 山田たつや委員。

○**山田たつや委員** では、歳出の質疑に入りたいと思います。

経費節減の点から伺います。現在、飯田線

の北側のところに駐車場がありますが、これは広さ、年間に支払われている金額、それと置かれている台数、有効台数です、それと契約の期間について伺います。

○滝川健司委員長 天野市民病院総務課長。

○天野雅之市民病院総務課長 賃借料が220万7,000円、面積が4,514平米、可能な駐車台数は183台、契約は1年契約ですけれども更新となっております。

以上です。

○滝川健司委員長 山田たつや委員。

○山田たつや委員 この駐車場ですが、通常は表はお金を払うところと、それと旧151沿いなんです、この北側の駐車場も入院・通院の患者のための目的の駐車場だと思いますがいかがでしょうか。

○滝川健司委員長 天野市民病院総務課長。

○天野雅之市民病院総務課長 病院から少し離れているというところもありまして、長期の入院の患者さん等に置いていただくということと、職員もとめております。

○滝川健司委員長 山田たつや委員。

○山田たつや委員 私の両親も入院しておりましたが、ほとんどここを使っていなくて、現在、最近の間に入院された方に聞いても、1日置くぐらいが精いっぱい、入院の場合は送ってきてもらおうと。どうも駐車しているのは、職員の方がほとんどじゃないかと私は思いますけれど、その点は認識されておりますでしょうか。

○滝川健司委員長 天野市民病院総務課長。

○天野雅之市民病院総務課長 おっしゃるとおり、多くは職員がとめております。

○滝川健司委員長 山田たつや委員。

○山田たつや委員 そうしますと、鳳来支所は、過去に1,000円いただくか、2,000円いただくかという職員の方の話もあったそうなんです、現在は無料、作手も無料。これは、市の敷地ですし、広いから暗黙の了解もあるかと思うんですが、本庁の場合は駐車場が狭

いという点から、各職員は各個人の駐車場との契約をされているようなんですが、大体2,000円ぐらいが、今度値段が上がって2,500円と、こういう現状のことから見ますと、これは駐車場敷地は当然先ほど借りているということですので、借りているところは病院に来る方のためにつくったんですが、それは現在使われている、先ほどの答弁の中に取りましたが、これは実質無料で貸しているという点については認識されておりますでしょうか。

○滝川健司委員長 天野市民病院総務課長。

○天野雅之市民病院総務課長 病院周辺で職員が、それぞれ自分の駐車場を確保するというのは大変厳しい状況でありますので、病院でそうした駐車場を持っているということと、それから無料ということにつきましては、通勤上の福利厚生の一環としてこれまで無料とさせていただいております。

○滝川健司委員長 山田たつや委員。

○山田たつや委員 福利厚生と駐車場が確保できないという点を言いますと、本庁も同じという考えがどうもある。これが通常考えられることなんです、そうしますと本庁の駐車場が広がったら、職員の方も無料になる可能性があります、現在では、実際は本庁に勤めると駐車場を借りて、年間3万円要る、そういう金額になるんですが、病院の場合は福利厚生から無料ということをおっしゃるけれど、これはどうも公正な点から言うと差があるのではないかと思いますけれど、どのように見解を持たれますでしょうか。

○滝川健司委員長 天野市民病院総務課長。

○天野雅之市民病院総務課長 これが理由になるかどうかわかりませんが、病院の場合は交代勤務がありまして、夜勤等もありますので、そうしたことを考慮しているという状況であります。

○滝川健司委員長 山田たつや委員。

○山田たつや委員 では、ちょっと戻ります

けれど、この職員の方、看護師さんなんかは夜遅いですけれど、実際は何台ほど置かれておりますでしょうか。

○**滝川健司委員長** 天野市民病院総務課長。

○**天野雅之市民病院総務課長** 実際に何台というのは詳しくは調べておりませんが、夜勤に対しての台数ですね、職員の多くは利用しているというところですか。

○**滝川健司委員長** 山田たつや委員。

○**山田たつや委員** そうしますと、この広さが適正かどうかということについて、一度検討されるという考えはございますでしょうか。

○**滝川健司委員長** 天野市民病院総務課長。

○**天野雅之市民病院総務課長** 病院北側の駐車場につきましては、現在、多いとき、少ないときで大分差があるんですけれども、10台程度あいているという状況です。患者さんにも利用していただくということを考慮しますと、多いということを感じておりません。

○**滝川健司委員長** 山田たつや委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○**滝川健司委員長** 質疑なしと認めます。

支出1款病院事業費用の質疑を終了します。次に、総括の質疑に入ります。

質疑者、鈴木達雄委員。

○**鈴木達雄委員** それでは総括といたしまして、平成23年度収支が四千何がし万黒字になったというようなこと、それから救急の受け入れが70%以上できるようになったということ、それから聞くところによりますと、お医者さん、精神科の医師というような方も今後みえてくれるようなうわさで聞きます。そういったような明るいお話もある中で、まだまだ市民の求める医療体制、安心安全を保障するような体制にはなっていないのかということもあります。

そのような収支状況、それから医療体制の

現況を鑑みまして、平成25年度予算編成に際し、留意した点を伺います。

○**滝川健司委員長** 天野市民病院総務課長。

○**天野雅之市民病院総務課長** 今、委員さんから言われましたように、平成23年度につきましては10年ぶりの黒字が計上できたところでもあります。

医療体制につきましては、平成23年4月に立ち上げました総合診療科による救急患者の受け入れ拡大や、同年5月に整形外科の常勤医師を確保しておりますので、それによって救急搬送患者受け入れ率が向上しております。それに伴いまして、入院・外来患者数も増加傾向にあるという状況です。

平成24年度につきましても、医療体制は前年度並みを維持しております。経常収支も黒字が見込まれているという状況です。ただ、医師の偏在ですとか、看護師、薬剤師不足など、病院経営を取り巻く環境は依然として厳しいものがありますので、今後も経営改善、人材確保等、取り組んでまいるところであります。

平成25年度の予算につきましては、地域医療を担う人材を育成するため、臨床研修医の受け入れを拡大させていただきます。また、看護修学資金貸付枠の増額など、医師、看護師確保対策にも取り組んでまいり、救急医療の拡大、医療の質の向上に努めてまいります。

あわせて、国、県の補助制度を活用し、東三河北部医療圏の災害拠点病院として、防災対策に取り組み、地域から信頼される病院づくりに努めてまいります。

○**滝川健司委員長** 鈴木達雄委員。

○**鈴木達雄委員** 期待しているところでありますけれども、予算質疑ということで一つ経営の面で、24年度予算、数字的なところを見ますと、給与費が非常に多く伸びております。その1億7,000万円ですか、24年度予算ベースで、それから23年度から24年度も7,000万円が予算ベースで伸びているということなん

ですけれども、まずその理由を一度確認したいと思いますけれども、お願いします。

○**滝川健司委員長** 天野市民病院総務課長。

○**天野雅之市民病院総務課長** 24年度予算と比較して、25年度予算が人件費が上がっているという原因の一番大きなものは、定年退職者が25年度は非常に多くいますので、その退職給与金が上がっているというところであります。

○**滝川健司委員長** 鈴木達雄委員。

○**鈴木達雄委員** そうしますと、この数字の大きさは構造的な面ではなくて、25年度に限ったというような問題と、課題ということになるのでしょうか。

○**滝川健司委員長** 天野市民病院総務課長。

○**天野雅之市民病院総務課長** 人件費の大きな要因というのは、そういうことになります。

○**滝川健司委員長** 鈴木達雄委員。

○**鈴木達雄委員** 医療体制、それから結果として医療の収益ですね、その改善をこれからどんどん追及していかないといけないということではあります。

今回も、今、給与というところを見ておるわけですが、この退職も含めて、給与費の伸びと医療体制の充実と言いましようか、そういったところを追及していくところで、今後、当然長いこと勤めてみえれば、給与は上がっていくのかと思うんですけれども、そういった事業収支の健全化という面で、これから給与費が圧迫するようなことが起こり得ないか、その辺を伺います。

○**滝川健司委員長** 天野市民病院総務課長。

○**天野雅之市民病院総務課長** 今おっしゃったとおり、経営をしていく上で、人件費というのは非常に大きなウエートを示しております。ただ、これまでも人勸を受けたりとか、それぞれ給与費の削減をしておりますので、これ以上上げていくというのは、職員の士気の低下を招くということも考えられますので、そのあたりは慎重に考えて経営をしていき

いと考えております。

○**滝川健司委員長** 鈴木達雄委員。

○**鈴木達雄委員** 過去に医者が三十数名から20人以下に落ちて、経営が行き詰まったときもありました。お医者さんが1人、2人、これから増やしていただきたいと思います。給与面で、当然、お医者さんの給与は高いものですから、当然ながら増えるわけですが、見込みとしては、お医者さんが各科偏在なしで、これから充実していったとすると、収支的な面も当然充実、良好な方向に向かうであろうという見込みで思っています。

○**滝川健司委員長** 天野市民病院総務課長。

○**天野雅之市民病院総務課長** 医師が1人増えたからというしまして、すぐ医療体制が変わるだとかということではありませんが、そうした影響で収入は増えていくと思いますし、経営もいい状況になっていくとは思っています。

○**滝川健司委員長** 鈴木達雄委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

森孝委員。

○**森孝委員** 鈴木達雄委員の質疑の中でちょっと、私も教えていただきたいことがあるので、関連の質疑をさせていただきます。

病院会計が黒字になった、黒字になったという表現で、市民の皆様は、市民病院は黒字なんだということをそのように理解しておりますけれども、もちろんこれは許される範囲での繰出金なんですけれども、本当に黒字といって公言を放つときには、一般会計からの許された範囲ではあるけれども、その黒字もなくしてはじめて黒字ではないかと思うんですが、その辺の見解はどのようにお考えでしょうか。

○**滝川健司委員長** 天野市民病院総務課長。

○**天野雅之市民病院総務課長** 一般的に、病院が黒字かどうかという判断をする場合は、

総務省が示しています繰入基準に基づいた繰り入れを行った後の数字で判断をしているのが一般的であると考えております。

○滝川健司委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第61号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 異議なしと認めます。

よって、第61号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第62号議案 平成25年度新城市水道事業会計予算及び第63号議案 平成25年度新城市工業用水道事業会計予算の2議案を一括議題とします。

これより質疑に入ります。

本2議案の質疑については通告がありませんので、質疑を終了します。

これより本2議案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第62号議案及び第63号議案の2議案を一括して採決します。

本2議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 異議なしと認めます。

よって、第62号議案及び第63号議案の2議

案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は、全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、予算・決算委員会を閉会といたします。

閉会 午後2時30分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

予算・決算委員会委員長 滝川健司